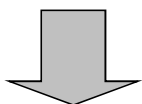


まちなか住まい等（住宅建設又は購入）補助金

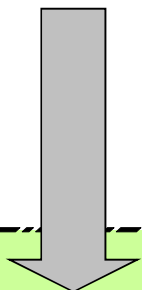
【 建売住宅（新築）・中古住宅 】

《 手続きの流れ 》

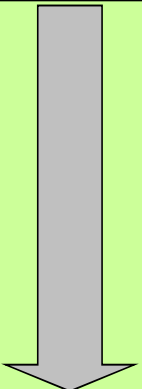
(申請者) 不 動 産 購 入



(申請者) 不 動 産 登 記



(申請者) 交 付 申 請



(砂川市) 交 付 決 定 通 知
(交付額の確定)



(申請者) 請 求 書 の 提 出



(砂川市) 補 助 金 交 付

《 提出書類等 》

○ 売買契約→登記→入居後に申請書を提出してください。

○ 建物に対して補助金を交付するため、売買契約書に建物と土地の価格が分離されて記載されていない場合は、別途、それぞれの売買価格が確認できる書類が必要になります。
詳しくは、窓口にてご相談ください。

- 交付申請書（別記第2号様式）
- 不動産売買契約書の写し
- 建物の登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し
- 建物の外観写真(2面以上)
- 昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受けた建物は「耐震評価報告書」を添付
《 中古住宅の耐震性能の判断基準 》
原則として旧住宅金融公庫の中古住宅購入耐震評価基準に適合すること

※ 砂川市が申請者に通知します(郵送等)

- 請求書（別記第5号様式）
- 郵送又は持参して下さい

※ 請求書の受領後、1ヶ月程度で申請者が指定する金融機関の口座に振込みます。
(振込通知はいたしません)